

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

① 地形・地質の概要

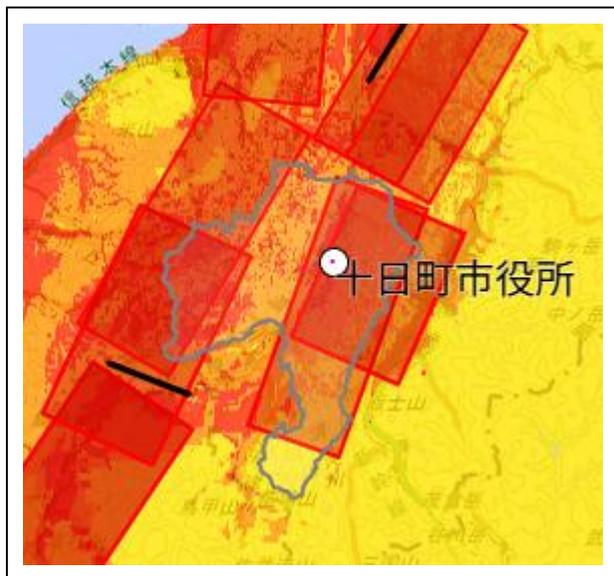
新潟県南部の長野県との県境、千曲川が信濃川と名前を変えて間もないところに位置する。東は南魚沼市、北は小千谷市、西は上越市、柏崎市、南は湯沢町、津南町などと接している。十日町市は平成17年4月1日に川西町・中里村・松代町・松之山町と合併し現在の十日町市は形成されている。市域の東西は31.4キロメートル、南北は41.1キロメートルの広がりを持ち、面積は590.39平方キロメートルとなっています。市中央を日本一長い河川である信濃川が流れ、十日町盆地とともに雄大な河岸段丘が形成されている。

②地震

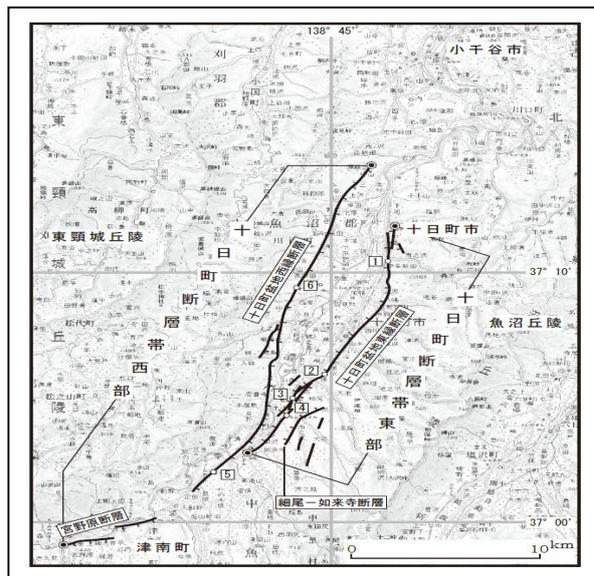
十日町断層帯は、新潟県中越地方に位置しほぼ南北に細長く伸びる十日町盆地とその東西両側の丘陵との境界に位置する活断層帯である。その分布形態から、十日町断層帯西部と十日町断層帯東部に区分されている。

十日町断層帯西部は長さ約33kmの西傾斜の逆断層で、概ね北北東-南南西方向に延びている。この断層帯全体が1つの区間として一度に活動した場合、その地震の規模は、マグニチュード(M)7.4程度になると推定されている。また、十日町断層帯東部は長さ約19kmの東傾斜の逆断層で、概ね北北東-南南西方向に延びている。この断層帯が一度に活動した場合、その地震の規模はM7.0程度になると推定されている。今後30年の間に地震が発生する可能性が、我が国の主な活断層の中では高いグループに属することになる。

この断層帯を震源とする大きな地震が起きた場合、建物被害で全壊約2.7万棟(冬期3.3万棟)、半壊で4.8万棟(冬期5.3万棟)と予想され、広範囲にわたる被害が想定される。



J-SHIS 地震ハザードステーションより  
※十日町市に位置する主な断層帯は東側の十日町断層帯東部とそれに重なる六日町断層帯南部、西側の十日町断層帯西部とそれに重なる高田平野東縁断層帯の4つとなる



出典：都道府県ごとの地震活動  
(政府地震調査研究推進本部)

【十日町断層帯の長期評価の概要】（地震調査研究推進本部地震調査委員会による）

断層帯名 (起震断層/活動区間)	予想地震規模 (M)	ランク	地震発生確率 (今後30年以内)	最新活動時期
				平均活動間隔
十日町断層帯 (西部)	7.4程度	S※	3%以上	約3,100年前以前
				3,300年程度
十日町断層帯 (東部)	7.0程度	A	0.4%～0.7%	不明
				4,000年～8,000年程度

※地震発生確率の算定基準日は、令和4年1月1日。※地震発生確率値は有効数字1桁で記述。

③土砂災害

「平成30年7月豪雨」の西日本を中心とした豪雨災害など、近年は豪雨災害が頻繁に発生するようになっている。

十日町市は、地形的な特性から土砂災害の危険性が高く、特に大雨や雪解けの時期に集落などに壊滅的な被害をもたらす可能性がある。

主な被害予想とリスクとして以下の事項が想定される

- ・家屋の倒壊・流失、人的被害：土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）は突発的に発生し、被災者・死傷率が高くなる傾向がある。
- ・道路網の寸断：土砂崩れにより国道などの主要な道路が通行止めになり、住民の孤立が発生する可能性がある（過去にも事例がある）。
- ・インフラの停止：停電や水道施設の被害など、ライフラインに影響が出る可能性がある。



●警戒区域・特別警戒区域指定区域数

【急傾斜地の崩壊】

警戒区域	特別警戒区域
620区域	482区域

【土石流】

警戒区域	特別警戒区域
226区域	102区域

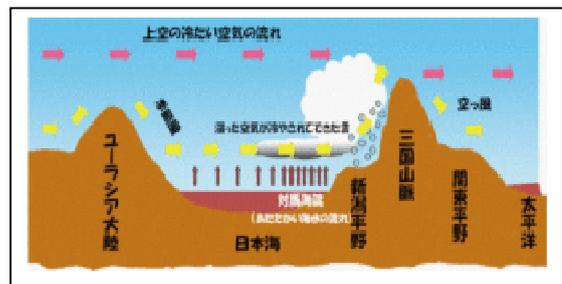
【地すべり】

警戒区域	特別警戒区域
155区域	なし

出典：新潟県土砂災害警戒区域等の指定状況（新潟県土木部砂防課）

④豪雪

十日町市は、市街地でも積雪深が2メートルを超える世界有数の「豪雪地」として知られており、市街地でも平年の積雪深が2メートルを超え、時には3メートルを超える積雪に達する。過去には4メートルを超える積雪を記録したこともある。新潟県には豪雪地帯対策特別措置法に基づく特別豪雪地帯に指定されている市町村が18あるが、十日町市はその中でも有数の豪雪地帯である。



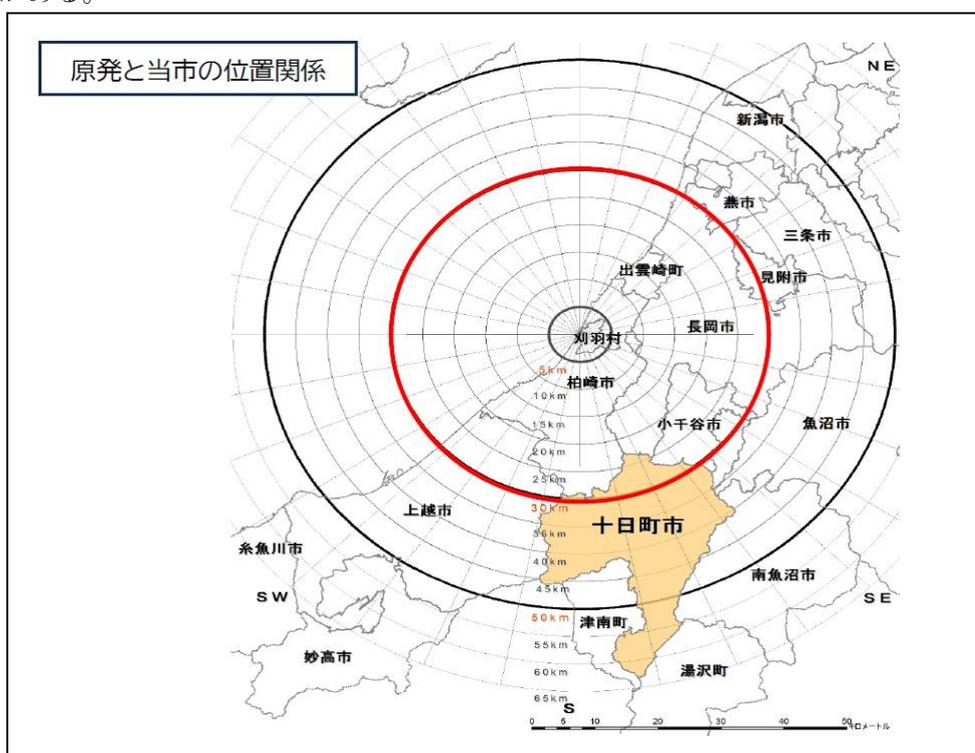
冬、ユーラシア大陸から日本に向かい季節風が吹いており、この季節風が日本海から蒸発する水蒸気をもらい、この水蒸気から雪雲ができ、この雪雲が山脈にぶつかって上空に押し上げられ、冷たくなって雪になる。さらに、十日町市を含む新潟県西部は、日本海中部に風が集まってできた強い雪雲や白山山系や北アルプスの北側を回ってくる風によってつくられる強い雪雲の通り道になっており、他の地域よりも多くの雪が集中的に降り積もる。

高緯度地方の雪と異なり非常に湿った重い雪であり、長期にわたって深い積雪が継続することが特徴となっており、降雪期に地震が発生した場合の複合災害の発生が懸念される。過去にも2011年3月12日に長野県北部地震が発生していることもあり、注意が必要となっている。

#### ⑤原子力災害

十日町市は、緊急防護措置を準備する区域（UPZ）に該当するおおむね半径30km圏内の地域を当市北部に有している。上記を除く地域は原子力施設の状況に応じて緊急防護措置を準備する区域（UPZ）と同様に対応する。

また、原子力災害が発生し、屋内退避等の指示が出た場合、UPZ内に企業の事業活動に影響が出る可能性がある。



提供：十日町市防災安全課

#### ⑥感染症

新型コロナウイルスや新型インフルエンザ等、「新型」と呼ばれる感染症は数十年単位の周期で出現し、世界的に大きな流行（パンデミック）を引き起こす傾向にある。新型コロナウイルス感染症のようにほとんどの人が免疫を獲得していない場合、当市においても多くの市民の生命や健康に重大な影響を与え、さらには免疫機能が低下している方の感染リスクや重症化が懸念される。また外出自粛等の影響により営業が困難になることや社員への感染が広がることにより操業が困難になることから、経済活動に影響を及ぼすことも懸念される。

まん延防止には広域的対応の観点から国や新潟県と連携して感染防止の対策を講じる必要がある。

## (2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 2, 9 1 3 件
  - ・小規模事業者数 2, 3 4 6 件
- (令和3年経済センサスをベースに独自集計)

業種	商工業者数	うち小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
卸・小売業	6 2 9	5 9 6	市内に広く分散
製造業	3 2 7	2 7 3	市内に広く分散、工業団地等集中している地域もあり
宿泊・飲食業	3 3 2	3 2 3	市街地に多い
建設業	4 1 7	3 7 9	市内に広く分散
サービス業・その他	1, 2 0 8	7 7 5	市内に広く分散
合計	2, 9 1 3	2, 3 4 6	

	商工業者数	うち小規模事業者数
十日町商工会議所	1, 8 8 7	1, 3 9 6
十日町市商工会	1, 0 2 6	9 5 0
合計	2, 9 1 3	2, 3 4 6

※小規模事業者の定義  
(従業員数)

商業・サービス業 5人以下  
製造業・その他 20人以下

## (3) これまでの取組

### 1) 十日町商工会議所の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・BCP研修会への参加
- ・損害保険の加入促進
- ・新型コロナウイルスに関する中小企業支援対策特別相談窓口設置
- ・危機管理規程の制定予定

### 2) 十日町市商工会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・BCP研修会への参加
- ・損害保険の加入促進
- ・新型コロナウイルスに関する中小企業支援対策特別相談窓口設置
- ・危機管理規程の制定

### 3) 十日町市の取組

#### ○各種計画の策定

- ・十日町市地域防災計画「震災対策編」の作成(平成18年12月)
- ・十日町市地域防災計画「原子力災害対策編」の作成(平成25年3月)
- ・十日町市地域防災計画(原子力災害対策編)の修正(平成26年11月)
- ・十日町市地域防災計画(震災対策編)の修正(平成28年2月)
- ・十日町市地域防災計画(原子力災害対策編)の修正(平成30年11月)
- ・十日町市指定避難所運営マニュアルの改定(令和2年度)
- ・十日町市地域防災計画の各編(風水害等対策編、震災対策編、原子力災害対策編)の修正(令和4年3月)

#### ○ハザードマップ等の作製

- ・住民参加や時間軸の設定を考慮したハザードマップ・防災マップの作成・周知。
- ・災害教訓の伝承の重要性について啓発を行い、調査分析結果や映像を含む各種資料の収集・保存・公開等により、住民の伝承の取り組みの支援
- ・要配慮者名簿を整備し、個別避難計画を自主防災組織等と協力して策定
- ・災害備蓄の重要性の普及啓発を、食育推進計画等と連携して実施
- ・防災行政無線（戸別受信機を含む）、十日町あんしんメール、SNS、エリアメール等の多様な情報伝達手段の確保の推進

#### ○防災訓練、および防災講座の実施

- ・実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修の実施
- ・学校教育において、学校等の様々な場面（授業中、昼休み、積雪期等）を想定した避難誘導訓練の実施
- ・自主防災組織等と連携し、避難行動要支援者も対象とした防災訓練の実施
- ・情報伝達訓練、応急給水訓練、応急復旧訓練等の各種訓練の実施
- ・水害に関する教育や避難訓練の実施
- ・住民向けに、啓発用リーフレットの作成・配付
- ・有識者による研修会・講演会の開催
- ・公民館などの社会教育施設において防災に関する学習講座の実施

## II 課題

- ・自然災害発生時など緊急事態に遭遇した際、小規模事業者においては事業継続に大きな支障が生じかねないこと、またそれを最小限に抑えるためにBCPが有効であることなどの基本的認識が広がっていないため、啓蒙活動の強化が課題である。
- ・小規模事業者を取り巻く厳しい経営環境の中、他に優先すべき業務を抱えており、防災・減災対策の優先順位は必ずしも高くなく、BCP策定の余力もない。またBCPを作成していく上で必要となる災害リスクの把握も十分ではなく、策定に必要なノウハウやスキルがない。
- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗い・うがいの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。また、新型コロナウイルス感染症などの未知の感染症の流行時にどのような取組を行えば良いのか、そのためには平時からどのような対応を行うべきかをまとめておくことも有用である。
- ・現状では、災害発生時の対応が市、商工会議所、商工会でまちまちであり、各団体相互の情報共有や被災支援における連携体制が整備されていない。

## III 目標

- ・災害対策に関するセミナーの開催や構成団体の会報での周知等によって、地域内の小規模事業者に対する防災意識の啓発強化を図る。
- ・地域内の小規模事業者に対する事業継続力強化計画やBCP策定支援を推進・強化することで、小規模事業者の意識向上および災害対応力の底上げを図る。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において国内感染者発生期には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・災害対応に関する情報共有と、地域の事業継続力強化に関する支援方針の検討を行うため、構成団体間での連携体制を強化する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・十日町商工会議所、十日町市商工会、十日町市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

十日町市	十日町商工会議所・十日町市商工会
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催
	事業継続力強化計画策定支援・フォローアップ
災害等リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急時の対策及び復旧支援	

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導等の機会を活用し、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策について説明する。
- ・会報やホームページ、メールマガジン等において、国・県・市の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険等の紹介等を行う。
- ・事業者BCPの策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症については、感染の状況が日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、冷静に対応することを周知する。
- ・感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・十日町市商工会は令和7年4月に危機管理マニュアルを作成し、随時更新している。（別添の通り）
- ・十日町商工会議所については令和7年度中に危機管理マニュアルを作成する。

3) 関係団体等との連携

- ・損保会社やBCPに詳しい専門家と連携し、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや損害保険等の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催を実施する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP策定と取組状況を確認するとともに、低利融資の利用や補助金の加算要件にもなる国の事業継続力強化計画認定申請を勧める。
- ・実務者レベルで電話メール等で適宜支援情報の共有を図り、必要に応じて連絡会議を開催し状況

確認及び改善点について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害等（例：マグニチュード6の地震）が発生したと想定し、十日町商工会議所と十日町市商工会、十日町市との連絡手段の確保、連絡ルートの確認等を行う。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に安否確認を行う。（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を十日町商工会議所、十日町市商工会、十日町市で共有する。）
- ・感染症等の国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、十日町市における感染症対策本部設置に基づき十日町商工会議所、十日町市商工会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定及び情報共有

- ・十日町市災害対策本部等の方針に従い、十日町商工会議所と十日町市商工会、十日町市が連携して、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員は命の危険を感じる自然災害等の状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員は危機管理マニュアルの緊急時の役割分担の業務を担う。
- ・十日町商工会議所・十日町市商工会の被害が一定程度落ち着いた段階で、地区内小規模事業者の大まかな被害状況を確認し、情報共有する。
- ・原子力災害・感染症に関しては新潟県や十日町市からの要請等に基づき対応する。

※被害規模の目安は以下を想定

大規模な被害あり	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内10%程度の事業所で「窓ガラスが割れる等比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害あり	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内1%程度の事業所で「窓ガラスが割れる」等比較的軽微な被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害なし	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害情報なし。</li></ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

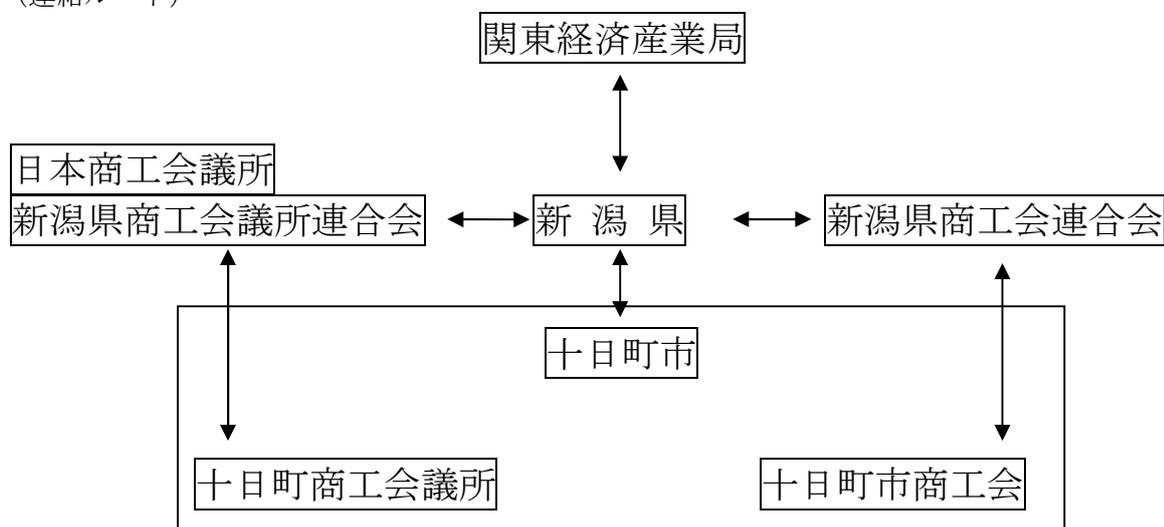
・本計画により、十日町商工会議所と十日町市商工会、十日町市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日2回共有する
1週間～2週間	1日1回共有する
2週間以降	必要に応じて

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・平日・休日を問わず、自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、関係機関からの指導等を参考にする。
- ・十日町商工会議所と十日町市商工会、十日町市が共有した情報を、県の指定する方法にて十日町市が県へ報告する他、別途指示があった方法で十日町商工会議所が日本商工会議所と新潟県商工会議所連合会、十日町市商工会が新潟県商工会連合会に報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、共有した情報を県の指定する方法にて十日町市が県へ報告する他、別途指示があった方法で十日町商工会議所が新潟県商工会議所連合会、十日町市商工会が新潟県商工会連合会に報告する。

(連絡ルート)



- ・十日町商工会議所・十日町市商工会・十日町市で情報を共有する
- ・十日町商工会議所は日本商工会議所、新潟県商工会議所連合会に報告を行う
- ・十日町市商工会は新潟県商工会連合会に報告を行う
- ・十日町市は新潟県に報告を行う

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、十日町市と相談する（十日町商工会議所・十日町市商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・ 県の方針を踏まえ、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、県へ報告する。

(別表2)

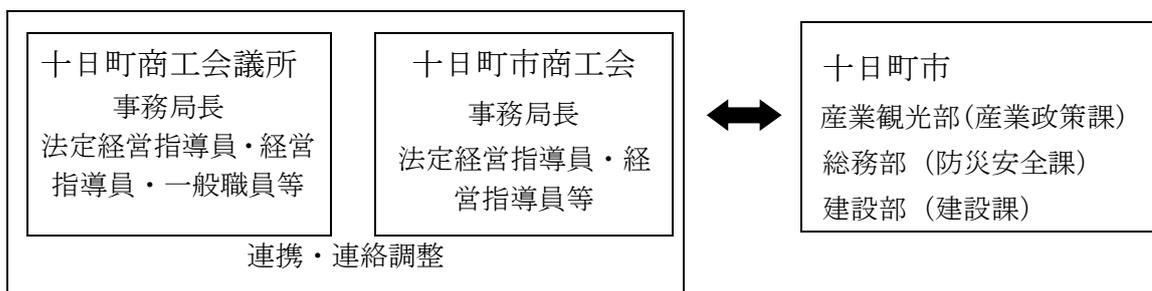
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年11月現在)

(1) 実施体制

(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

- 1) 十日町商工会議所 高橋 俊行
- 2) 十日町市商工会 須藤 彰芳

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言を行う。

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗状況の確認、見直し等のフォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

1) 十日町商工会議所

〒948-0088 新潟県十日町市駅通り17番地

TEL 025-757-5111 Fax 025-757-6044

e-mail info@tokamachi-cci.or.jp

2) 十日町市商工会

〒948-0144 新潟県十日町市水口沢71

TEL 025-768-2176 Fax 025-768-4301

e-mail tokamachi@shinsyoren.or.jp

②関係市町村 十日町市役所(産業観光部 産業政策課)

〒948-8501 新潟県十日町市千歳町3-3

TEL 025-757-3111 Fax 025-752-4635

e-mail t-sangyo@city.tokamachi.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
専門家謝金	50	50	50	50	50
講習会開催費	100	100	100	100	100
資料印刷	100	100	100	100	100
その他対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費や手数料等自主財源、各種補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
該当なし
連携して事業を実施する者の役割
該当なし
連携体制図等
該当なし